

# 高齢者虐待防止について (虐待類型・傾向等)

和歌山県介護サービス指導室  
令和5年10月

# 説明事項

1. 高齢者虐待とは
2. 高齢者虐待の種類
3. 施設等虐待について

# 1. 高齢者虐待とは

## 高齢者虐待とは(定義)

● 高齢者虐待とは、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」をいう。

### ① 養護者による高齢者虐待(養護者虐待)

\* 養護者

… 高齢者を現に養護する者(※1)であって、養介護施設従事者等以外の者

※1 現に養護する⇒ 高齢者の日常生活において何らかの世話をしていること。家族、親族、同居人等が該当。

### ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待(施設等虐待)

\* 養介護施設従事者等

… 養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・有料老人ホームに該当するサービス付高齢者向住宅	・老人居宅生活支援生活支援事業
介護保険法	・介護老人福祉施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅介護サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 ・地域密着型サービス事業 ・介護予防サービス事業

## 2. 高齢者虐待の類型

区分	具体的な例(※和歌山県高齢者虐待対応マニュアルより抜粋。以下同じ。)
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>○暴力的行為</li><li>○本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</li><li>○「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</li></ul>
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"><li>○必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</li><li>○高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</li><li>○必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</li><li>○高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</li></ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>○威嚇的な発言、態度</li><li>○侮辱的な発言、態度</li><li>○高齢者や家族の存在行為を否定、無視するような発言、態度</li><li>○高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</li><li>○心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</li><li>○その他</li></ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</li></ul>
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</li></ul>

## 2. 高齢者虐待の類型

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### 具体例

##### ● 暴力的行為

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る
- ・ぶつかって転ばせる
- ・本人に向けて物を投げつけたりする など

##### ● 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・介護しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・職員の都合で、本人が拒否しているのに口を入れて食べさせる。
- ・職員の都合で、本人が服薬を拒否しているのに無理に服薬させる。 など

##### ● 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

## 2. 高齢者虐待の類型

### (2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### 具体例

- 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
  - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる
  - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している
  - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る
  - ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置いたままにする
  - ・室内にごみが放置されている など
- 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
  - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは緊急対応を行わない
  - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している など
- 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
  - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的 hand だてをしない など
- 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
  - ・ナースコールを使用させない、手の届かないところに置く など

## 2. 高齢者虐待の類型

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### 具体例

##### ● 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る、「ここにいられなくしてやる」などと脅す など

##### ● 侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べ残しなどの老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
- ・日常的にからかったり、「死ね」等の侮辱的なことを言う
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ など

##### ● 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・話しかけ、ナースコール等は無視する
- ・他の利用者に、高齢者や家族の悪口等を言いふらす
- ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる など

##### ● 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする

## 2. 高齢者虐待の類型

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### 具体例

##### ●心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・理由もなく外部との連絡を遮断する
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない など

##### ●その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える
- ・入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する など



## 2. 高齢者虐待の類型

### (4) 性的虐待

高齢者にひわいな行為をすること又は高齢者をしてひわいな行為をさせること

#### 具体例

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
  - ・性器等に接触したり、性的行為などを強要する
  - ・性的な話を強要する
  - ・ひわいな映像や写真を見せる
  - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する
  - ・人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする
  - また、その場面をみせないための配慮をしない など

## 2. 高齢者虐待の類型

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

#### 具体例

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
  - ・ 事業者に金銭を寄付・贈与するよう強要する
  - ・ 金銭・財産等の着服、窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用するなど）
  - ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる
  - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など

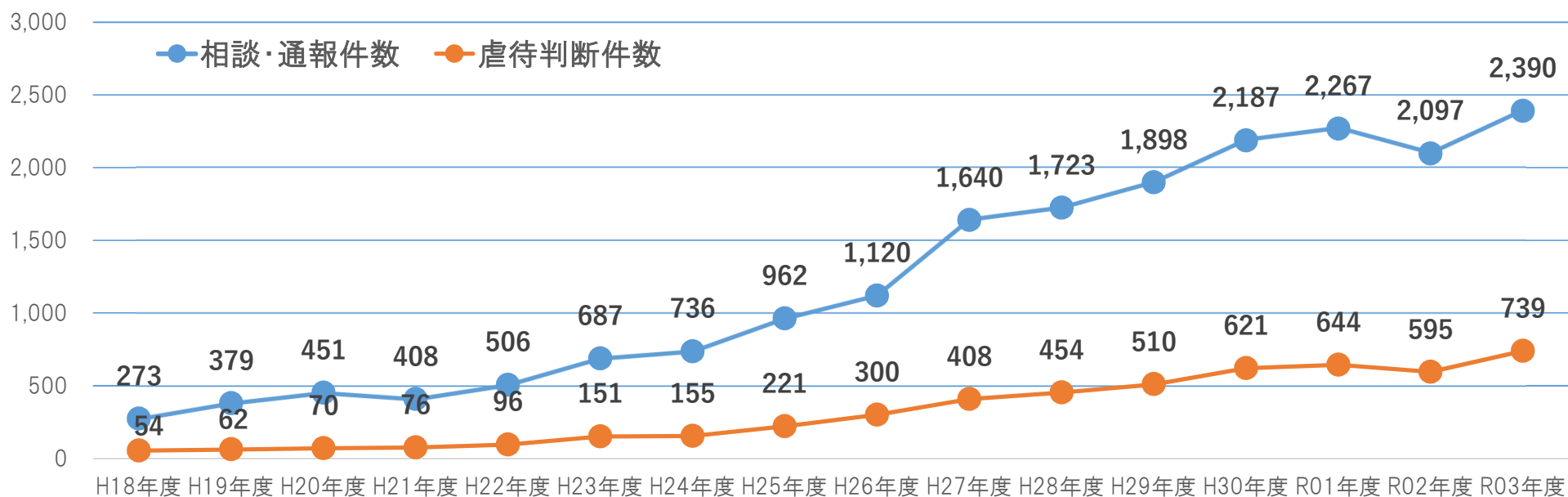
### 3. 施設等虐待について

#### (1) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向(全国)

●令和3年度高齢者虐待実態調査(厚生労働省)から、特徴的な傾向について以下に抜粋。

##### 施設等虐待件数の推移

・通報件数、虐待認定件数がともに過去最多

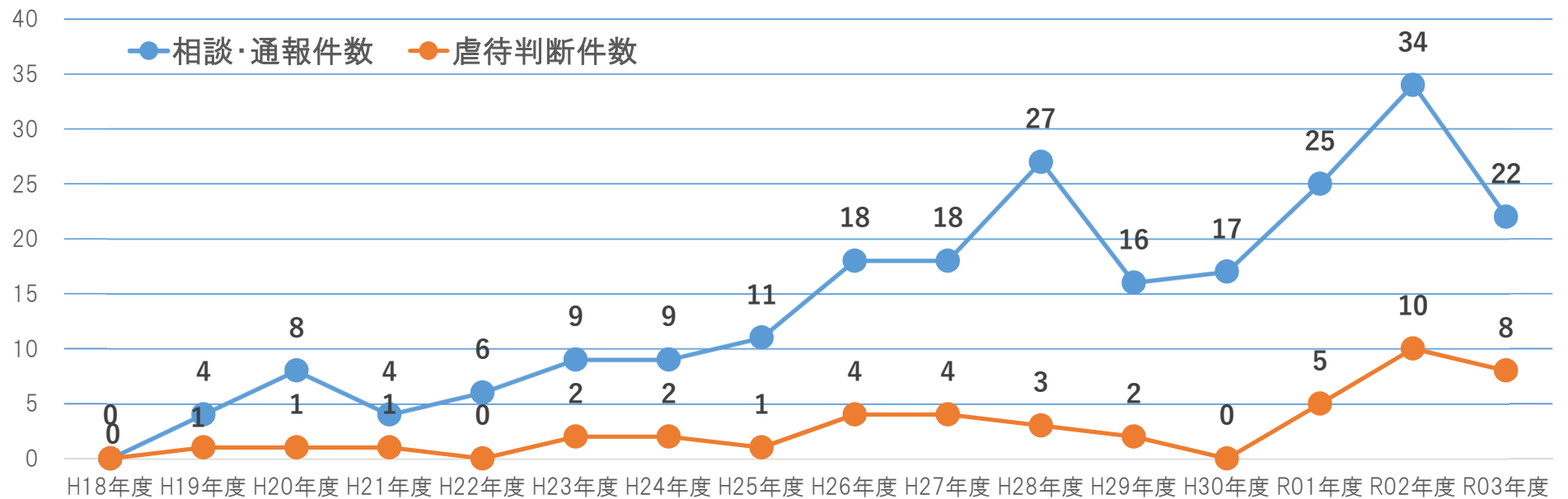


### 3. 施設等虐待について

#### (2) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向(県)

##### 施設等虐待件数の推移

- ・通報件数、虐待認定件数ともにR2年度に過去最多、R3年度についても認定件数は過去2番目の多さ



### 3. 施設等虐待について

#### (3) 県内における施設等虐待の発生状況(令和3年度)

サービス種別	虐待種別	内容
特別養護老人ホーム	身体的虐待	職員による入所者への暴力。
養護老人ホーム	心理的虐待	職員による入所者への暴言。
介護老人保健施設	身体的虐待・心理的虐待	職員による入所者への暴言、不適切な身体拘束。
特別養護老人ホーム	心理的虐待	特定の入所者に対するナースコール無視。
サービス付き高齢者住宅	身体的虐待・心理的虐待	入所者が立腹して言った発言に対する職員の応酬(暴力、暴言)。
訪問介護	心理的虐待	利用者に対する暴言、命令口調による行動抑制等。
特別養護老人ホーム	身体的虐待	職員による不適切な食事介助(食事の強制)。

### 3. 施設等虐待について

#### (4) 養介護施設従事者としての通報義務

養介護施設従事者等は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には速やかに市町村に通報しなければならない。

(高齢者虐待防止法第21条第1項)



従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見等した際は、速やかに市町村に通報してください。